

保護者 様

日本体育大学柏高等学校

学校長 大窪 晋

新型コロナウイルス治癒経過報告書提出について

学校保健安全法第 19 条により、新型コロナウイルス感染症は、「学校において予防すべき感染症」ではインフルエンザと同様の第二種の感染症に位置づけられます。生徒が感染した場合、本人の療養と他者への感染・流行を防ぐため、発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。医師の指示のもと十分に療養し、回復してから登校してください。また、罹患した場合は以下の手順で連絡、報告をお願いいたします。どうぞ、お大事になさってください。

医療機関にて新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- ① 医療機関へ受診後、担任まで連絡をお願いします。
- ② 医師の指示に従い、自宅で静養してください。
- ③ 報告書に毎日の体温を記録してください。
- ④ 登校の際は、保護者の方が、下の「新型コロナウイルス経過報告書」を記入、お子様を通して担任に提出してください。（医師記入の治癒証明書の提出は必要ありません）

キリトリセン

新型コロナウイルス治癒経過報告書

令和 年 月 日

下記のとおり報告します。

年 組 番

生徒氏名

保護者名

印

1. 診断名 新型コロナウイルス感染症

2. 受診医療機関名 _____

3. 受診日 令和 年 月 日

4. 発症日 令和 年 月 日

5. 経過 *体温はその日最も高かった体温を記入してください

(1) 発症した後 5 日経過した

発症日＝0日目	発症から1日	発症から2日目	発症から3日目	発症から4日目	発症から5日目	発症から6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
出席停止						登校可能

(2) 症状軽快後 1 日を経過した

*「症状軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

症状軽快＝0日目	症状軽快から1日目	症状軽快から2日目
月 日	月 日	月 日
℃	℃	℃
☐ 症状軽快	☐ 症状軽快	☐ 症状軽快
出席停止		登校可能

症状軽快している場合は□に✓

(3) 登校可能（再開）日

* (1) (2) のうちの遅い方が登校可能日です

令和 年 月 日

発症後 10 日を経過するまでは、感染リスクは残存するため、感染症対策に意識するとともにマスクの着用を推奨します。